

滞在地での不在者投票の手続き

栄村選挙管理委員会

第 50 回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の不在者投票に関する投票用紙等を請求された方に、投票用紙等を送付いたします。

下記についてご確認のうえ、不在者投票の手続きをしてください。

記

1. 下記の①、②が透明な封筒に封入されています。

そのまま「**開封せずに**」滞在地の（最寄り）の市区町村選挙管理委員会に持参し、提示してください。

① 投票用紙・不在者投票内封筒・不在者投票外封筒のセット
不在者投票記載所以外の場所（自宅など）では投票を行うことはできません。

② 不在者投票証明書在中と表示された封筒
封印されています。開封しないでください。
滞在地（最寄り）の市区町村選挙管理委員会に提示する前に開封してしまうと、不在者投票を行うことができませんのでご注意ください。

2. 不在者投票（投票用紙等への記載）は、滞在地（最寄り）の市区町村選挙管理委員会において行います。記載場所や投票できる時間等については、滞在地（最寄り）の市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

3. 投票用紙等は、あなたが不在者投票（投票用紙等への記載）を行った市区町村の選挙管理委員会から栄村選挙管理委員会へ、郵送で返送されます。

10月27日の投票日までに栄村選挙管理委員会に返送されない場合は、投票が無効になります。

※ **手続は、郵送に要する期間を考慮して、お早めをお願いします。**

手続きに関してご不明な点等ございましたら

栄村選挙管理委員会（TEL 0269-87-3112）にお問い合わせください。